

危害行為防止基本方針の策定・公表について

令和4年6月17日

国土交通省 航空局

危害行為防止基本方針について

航空法の一部改正（令和3年6月11日公布、令和4年3月10日施行）に基づく危害行為防止基本方針の策定

○国土交通大臣は「**危害行為防止基本方針**」を策定（令和4年3月10日公表）。航空保安対策全体を**主体的にマネジメント**。

（航空保安対策に携わる主体は、危害行為防止基本方針に基づいて必要な措置を講じることが求められる）

○基本方針に基づき、国土交通大臣は関係者に対し**指導、助言**

危害行為防止基本方針のポイント

一 危害行為の防止の意義及び目標に関する事項

- ・危害行為の防止は航空輸送の安全確保の上で至上命題、国家安全保障上も重要
- ・ハイジャックや空港等へのテロを引き続きゼロとする

二 危害行為の防止のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

- ・航空保安対策に関し政府は主導的な役割を果たす
- ・先進機器の導入推進や保安検査員の労働環境の改善等保安検査等の量的・質的向上の取組
- ・関係者への指導・監督
- ・保安検査の実施主体・費用負担のあり方等、中長期的な課題の検討 等

三 保安検査／四 預入手荷物検査に関する基本的な事項

- ・検査の意義・目的や検査の対象、検査の方法 等

五 保安検査等の実施体制の強化及び検査能力の向上に関する基本的な事項

- ・保安検査の量的・質的向上のための人材確保・育成、教育・訓練の充実・支援、先進的機器の導入推進 等

六 その他危害行為の防止のために空港等の設置者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

- ・保安検査・預入手荷物検査以外に各主体が講ずべき航空保安対策（各種施設の航空保安対策）や職員による危害行為防止のための指示に関する事項 等

七 危害行為の防止に関する施策に係る国と空港等の設置者等との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する基本的な事項

- ・主体毎の役割分担や費用負担（そのあり方については中長期的課題として引き続き検討）
- ・各種会議体を活用した関係者間の連携強化 等

八 その他危害行為の防止に関する基本的な事項

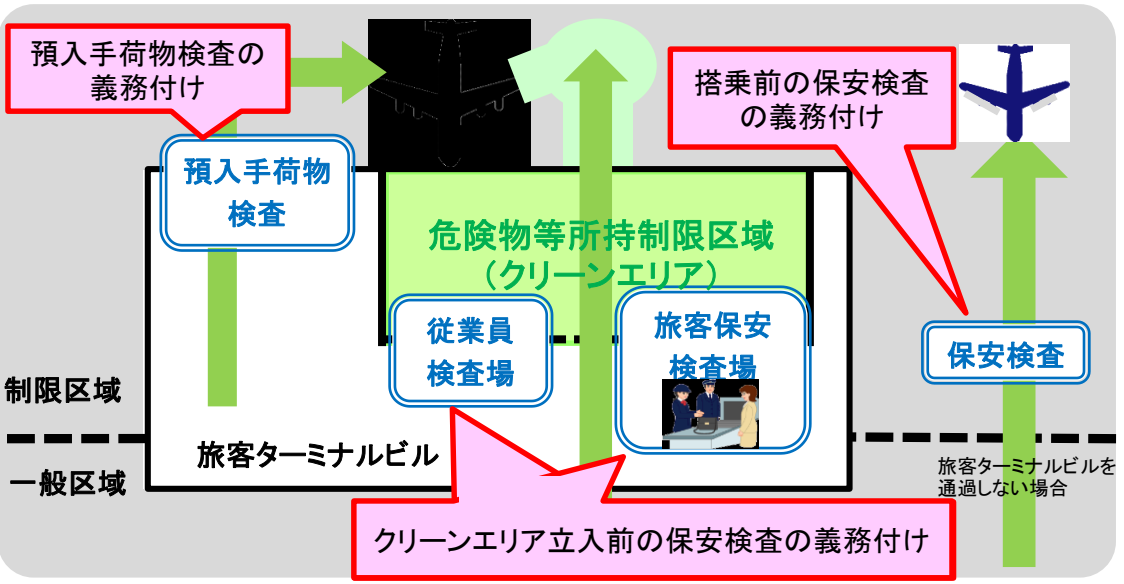
- ・基本方針の有効性の評価・定期的な見直し 等

背景・課題

- コロナ禍からの航空需要の回復や将来の増大、国際的なイベントの実施等を見据え、旅客等の安全を確実に確保する必要。
- 保安検査に係る以下のような課題を踏まえ、**航空機に搭乗する旅客に確実に検査を受検させる仕組み等が必要。**
 - ①保安検査の明確な法的位置づけがなく、旅客の協力を得にくい、毅然とした姿勢で検査に臨みにくい
 - ②検査の確実な実施や事案への迅速な対応のため、複数の関係者による連携強化や国のリーダーシップの強化が急務
 - ③離職率の高い検査員人材の確保・育成や今後の航空需要の増大に対応した検査の高度化など、保安検査の現場における量的・質的向上が課題

① 保安検査等の法律上の根拠・保安職員の権限の明確化

- 旅客等に対し航空機搭乗前の**保安検査の受検義務付け**（未受検の場合には罰則）
- **預入手荷物検査の義務付け**
- **保安職員が職務遂行のための指示を出す権限を明確化**



② ハイジャック・テロ等の防止に関する国の役割の明確化・関係者間の連携強化

- 国土交通大臣は「**危害行為防止基本方針**」を策定。航空保安対策全体を**主体的にマネジメント**。
 - 【危害行為防止基本方針】
 - 国が実施すべき施策
 - 関係者（空港会社、航空会社、検査会社等）が講ずべき措置
 - 国や関係者の連携協力確保
 - 保安検査等の実施体制強化・検査能力向上 等
- 基本方針に基づき、国土交通大臣は関係者に対し**指導、助言**

③ 保安検査の量的・質的向上のための措置

- 保安検査等の業務の受委託に係る**基準策定**
 - 保安検査等の実施主体と業務受託者に対する**報告徴収・立入検査、改善命令**
- ※制度面以外の点でも、先進機器の導入推進、検査員の労働環境改善のための官民での検討等の取組を継続的に実施（基本方針に記載）